

契 約 伺 書

契第 号

請 求 番 号	出 議 年 月 日	年 月 日	課 長	係 長	係 員
第 号	決 裁 年 月 日	年 月 日			

下記により契約してよろしいか。

履行期限	年 月 日迄	検 査 期 限	完納通知を受けた日から10日以内
履行場所		代金支払期限	適法な支払請求書を受理した日から30日以内
保証期間	検査の日から 年 力月	支払遅延利息	支払遅延に対する遅延利息は、契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（以下「基準率」という。）
検収月日	年 月 日	違 約 金	履行期間内に義務を履行しないときは、契約金額につき、遅延日数に応じ、基準率の割合で計算した額

見 積 書

収 入 紙
印

契約金額

円

見積金額

円

うち取引にかかる消費税額及び地方消費税額 円

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
						地方公営企業法施行令第二十一条の十三第一項第 福岡地区水道企業団契約事務規程第二十二條第 福岡地区水道企業団契約事務規程第二十五條第 規定により契約保証金を免除してよろしいか。 号による 号の

(あて先) 福岡地区水道企業団企業長

上記の通り関係書類承諾のうえ福岡地区水道企業団契約事務規程を遵守し見積りいたします。

年 月 日

住 所
氏 名
電話番号



消費税及び地方消費税に係る 課 税 事業者であることを申し出ます。
免 税

○違約金に関する事項

見積り者は、この見積りに関して次の各号のいずれかに該当する場合は、他の見積り者と連帯してこの見積りに係る契約金額の10分の2に相当する額を支払わなければなりません。

- (1) 刑法第96条の6の罪(談合罪等)を犯したとき。
- (2) 独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止等)の規定に違反する行為を行ったとき。
- (3) 独占禁止法第8条の3の規定による課徴金の納付命令を受けるような行為を行ったとき。

○注意事項

契約決定に当たっては、見積金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、見積り者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積金額欄に記載してください。